

# 第11回 鳥海ダム環境影響評価技術検討委員会

## 次 第

日時：令和 2年 2月 5日（水）

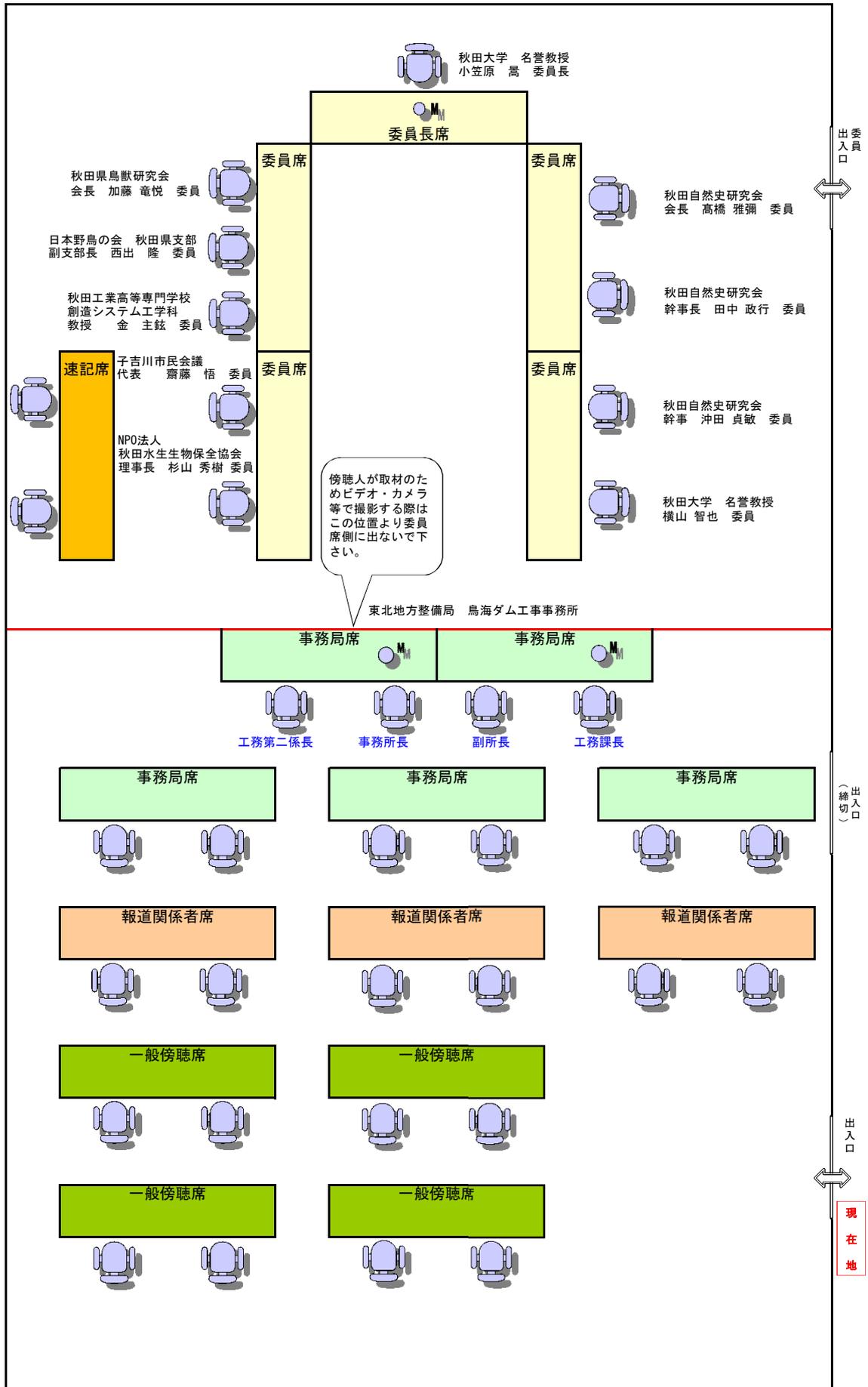
13：30～15：30

場所：秋田河川国道事務所  
会議室

司会：鳥海ダム工事事務所  
副所長

1. 開会
2. 鳥海ダム工事事務所長 挨拶  
（鳥海ダム工事事務所長 佐藤 彰）
3. 鳥海ダム環境影響評価技術検討委員会 委員長 挨拶  
（秋田大学 名誉教授 小笠原 嵩）
4. 議事
  - （1）鳥海ダム環境モニタリング調査結果について
  - （2）湿地環境整備計画（案）について
  - （3）今後の環境モニタリング調査計画について
5. 閉会

# 第11回 鳥海ダム環境影響評価技術検討委員会



# 鳥海ダム環境影響評価技術検討委員会 設置要領

## (総 則)

第1条 本要領は、「東北地方整備局環境影響評価技術検討委員会設置要綱」（平成25年12月25日付け国東整広計第42号）第7条第2項の規定に基づき、鳥海ダム環境影響評価技術検討委員会（以下、「技術検討委員会」という。）の設置に関する必要な事項を定めるものである。

## (組 織)

第2条 技術検討委員会は、別紙の10名の委員をもって構成する。

2 委員長及び委員は事務所長が委嘱するものとする。

3 必要に応じ、委員長の指名により臨時の委員を参加させることができる。

## (技術的助言)

第3条 技術検討委員会は、鳥海ダム環境影響評価の手続き等に係わる以下の事項のうち、必要な事項について、東北地方整備局環境影響評価委員会に対し、技術的助言を行うものとする。

ア. 方法書の作成

イ. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

ウ. 準備書の作成

エ. 評価書の作成

オ. 評価書の補正

カ. 報告書の作成

キ. その他環境影響評価の実施に必要な事項

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から環境影響評価法第二十七条に基づく当該事業に係る評価書の公告の日までとする。

なお、評価書の公告後は報告書作成に向けて第2条第2項により委嘱し、任期を報告書の公告の日までとする。

## (会議の開催)

第5条 技術検討委員会は、事務所長の要請を受け、委員長が会議内容に応じた委員の召集を行う。

## (事務局)

第6条 技術検討委員会の事務局は、鳥海ダム工事事務所に置く。

## 附 則

本設置要領は、平成28年 6月14日より適用する。

平成30年10月22日一部改正。

## 鳥海ダム環境影響評価技術検討委員会 委員名簿

※50音順、敬称略

所属等	氏名	備考
◎委員長 秋田大学 名誉教授	おがさわら こう 小笠原 嵩	動物(哺乳類、鳥類) 生態系
秋田県鳥獣研究会 会長	かとう りゅうえつ 加藤 竜悦	動物(哺乳類、鳥類) 生態系
秋田工業高等専門学校 創造システム工学科 教授	きむ じゅひょん 金 主鉉	水環境(水質)
子吉川市民会議 代表	さいとう さとる 齋藤 悟	人と自然との触れ合い活動の場
NPO法人 秋田水生生物保全協会 理事長	すぎやま ひでき 杉山 秀樹	動物(魚類、甲殻類、貝類) 生態系
秋田自然史研究会 会長	たかはし まさや 高橋 雅彌	動物(陸上昆虫類、底生動物類) 生態系
秋田自然史研究会 幹事長	たなか まさゆき 田中 政行	動物(両生類、爬虫類) 生態系
秋田自然史研究会 幹事長	おきた さだとし 沖田 貞敏	植物
日本野鳥の会 秋田県支部 副支部長	にしで たかし 西出 隆	動物(鳥類) 生態系
秋田大学 名誉教授	よこやま ともや 横山 智也	景観

※備考は本委員会における助言担当分野

# 鳥海ダム環境影響評価技術検討委員会 公開要領

## (目的)

第1条 「鳥海ダム環境影響評価技術検討委員会」における公開方法等について、必要な事項を定めるものとする。

## (会議等の公開)

第2条 会議、会議資料、議事概要は、公開する。

但し、公開できない特段の理由がある場合は、その理由を明らかにし、上記の全て又は一部を非公開とすることができるものとする。

なお、公開、非公開の判断については、委員長が決定するものとする。

## (会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴は、次の定めによるものとする。

- 1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
- 2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとし、定員は、委員会で設置した傍聴席数によるが、傍聴席数を超える来場者が認められた場合は抽選とする。
- 3) 傍聴人は、会議中、非公開に該当する議題等があった場合、委員長の指示に従い速やかに退場しなければならない。
- 4) 傍聴人は、静粛を旨とし、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。  
なお、委員長は、次の事項に違反した傍聴人を退場させることができる。
  - ① 会議における言論に対し、拍手等により公然と可否を表明しないこと。
  - ② 発言、私語、談論、騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
  - ③ プラカード、鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
  - ④ 飲食又は喫煙をしないこと。
  - ⑤ 携帯電話は、電源を切る若しくはマナーモードにし、使用しないこと。
  - ⑥ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - ⑦ その他、会議の秩序を乱し、妨害となるような行為はしないこと。
- 5) 次に該当する者は、傍聴を認めない。
  - ① 刃物等、危険物を携帯している者。
  - ② 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者。
  - ③ 酒気を帯びていると認められる者。
  - ④ その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

## (会議資料等)

第4条 会議資料及び議事概要は、非公開に該当するもの除き、鳥海ダム工事事務所のホームページにおいて公開する。

なお、会議において公開された会議資料等についても希少種（重要な種）の保護等の観点から種名やその生息箇所特定に繋がるような情報等に関しては、マスキング又は削除等を行った後にホームページで公開するものとする。

## (その他)

第5条 本公開要領に定めのない事項については、委員長の判断によりその是非を決定するものとする。

## 附 則

本公開要領は、平成28年 6月14日より適用する。